

社会福祉法人愛誠会 役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛誠会（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給することができる。

(2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

2 常勤役員等に対する退職手当は、社会福祉施設職員等退職手当共済に加入しているもののみとし、且つ、役員等として円満に任期を満了・辞任・死亡により退任した者にのみ支給するものとする。なお、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第1に定める額

(2) 賞与については、別表第2に定める額

(3) 退職手当については、社会福祉施設職員等退職手当共済約款により算出される額

(4) 通勤手当については、職員給与規程第17条の規定に準ずる額

(5) 出張時の交通費等については、旅費支給規程に基づき算出した額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬額の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第3に定める額

(2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときの交通費は実費額を、旅費（日当、宿泊料）は旅費規程に基づく額を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者へは役員等報酬を支給しない。

(報酬総額)

第6条 全理事への報酬の年間総額は、3,000万円までとする。

2 全監事への報酬の年間総額は、66万円までとする

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与第5条に準じた日とする。

(2) 賞与については、毎年7月及び12月とする。

(3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後6か月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 施行：平成 29 年 4 月 26 日
 改訂：令和 3 年 6 月 26 日
 改訂：令和 5 年 3 月 21 日
 改訂：令和 5 年 6 月 1 日
 改訂：令和 7 年 7 月 1 日
 施行：令和 7 年 7 月 1 日

別表 1（常務役員等の報酬）

役員名	報酬の額
理事長	月額 1,700,000 円
常務理事	月額 円
理事	月額 円

別表 2（常勤役員等の賞与）

7 月の賞与	報酬月額 × 1.5 か月分
12 月の賞与	報酬月額 × 1.5 か月分

別表 3（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

	日額
評議員会への出席	20,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000 円
営業会議及び理事会の議論・議案についての精査・講評業務	20,000 円／回

（2）理事

	日額
理事会、評議員会への出席	20,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000 円

（3）監事

	日額
理事会、評議員会への出席	20,000 円
監事監査等への出席	30,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000 円